

令和5年度青森市地域密着型サービス事業者の 選考に関する基本的な考え方

1 一次審査《書類審査の実施》

(1) 採点方法

一次審査は、別紙1「青森市地域密着型サービス事業者一次審査選考基準」に基づき、評価点は110点満点とし採点を行います。

(採点基準)

配点	大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
10点	10点	7点	5点	3点	0点

(2) 留意事項

ア 応募者が特定できる応募書類について

応募書類のうち、法人の沿革及び事業概要調書等については、採点に支障が生じない限りにおいて、応募者が特定されないよう書類を補正し採点します。

イ 採点について

一次審査に当たっては、事前に青森市地域密着型サービス等運営審議会委員（以下「委員」という。）に送付した書類に基づき、仮採点を行います。

ウ 委員が関連する法人から応募があった場合について

委員が関連する法人から応募があった場合は、審査の公平性、中立性を確保するため、当該委員は、審査から外れるものとします。

エ 選考について

評価点の平均が普通以上であるもののうちから、二次審査の対象事業者としてサービスの種類ごとに、5事業者を上限に選考します。

(3) 応募者に対する通知

一次審査の結果は、応募者に文書で通知します。

なお、二次審査の対象事業者には、二次審査の実施日、実施予定時間、二次審査の方法等についてお知らせします。

2 二次審査《業務提案及び質疑応答》

二次審査は、業務提案（プレゼンテーション）の評価点と質疑応答の評価点の平均をもとに、次の点に留意し選考することとします。

ア 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護については、整備済み又は整備予定の事業所を含め、1つの圏域に2事業所まで整備されるよう選考します。

イ 全てのサービス

青森県が、「青森県介護サービス事業所認証評価制度」により適正な事業運営及び職員処遇等に取り組む介護サービス事業所として認証した事業者については、これを評価の参考の1つとします。

(1) 業務提案

ア 評価の視点

一次評価項目の選考基準の中から4項目又は5項目を評価の視点に選定します。

二次選考の対象となる応募者に対しては、予め評価の視点をお知らせしますので、評価の視点に沿った内容の業務提案（プレゼンテーション）を行っていただきます。

イ 配点

業務提案の配点は100点です。

100点を視点の数で除して評価の視点ごとの配点を求めます。

業務提案の内容について評価の視点ごとに採点します。

採点基準は次の表のとおりです。

(視点ごとの配点と採点基準)

視点の数	配点/視点	採点基準				
		大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
4	25点	25点	19点	13点	6点	0点
5	20点	20点	15点	10点	5点	0点

(2) 質疑応答

ア 質問事項

質問事項について委員が質問しますので、回答内容について採点します。

質問事項数は4～6とします。

なお、質問事項は事前にお知らせしません。

イ 配点

質疑応答の配点は、質問事項数が4又は5の場合100点、6の場合120点です。

質疑応答の配点を質問事項の数で除して質問事項ごとの配点をします。

質疑応答の内容について質問事項ごとに採点します。

採点基準は次の表のとおりです。

(質問ごとの配点と採点基準)

質問の数	配点/質問	採点基準				
		大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
4	25点	25点	19点	13点	6点	0点
5	20点	20点	15点	10点	5点	0点
6	20点	20点	15点	10点	5点	0点

(3) 留意事項

ア 二次審査の出席者について

二次審査の出席者は、事業を運営する同一法人の者3人以内とします。

イ 業務提案の時間について

プレゼンテーション8分以内、質疑応答15分を基本としますが、二次審査の対象者数に応じて調整することがあります。

ウ 提出する資料について

応募者が、業務提案のために提出する資料には、応募者を特定することができる固有名詞等は記載しないこととします。

エ 応募者名の非公開について

業務提案では、応募者が特定されないよう、事業者名や代表者名、二次審査出席者名を明らかにしないこととし、応募者番号により応募者を識別します。

オ 委員が関連する法人から応募があった場合について

委員が関連する法人から応募があった場合は、審査の公平性、中立性を確保するため、当該委員は、審査から外れるものとします。

カ 採点について

二次審査の採点は、業務提案及び質問事項に対する質疑応答の内容について評価し採点します。

(視点・質問ごとの配点と採点基準)

視点・質問の数	配点	採点基準				
		大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
4	25点	25点	19点	13点	6点	0点
5	20点	20点	15点	10点	5点	0点
6	20点	20点	15点	10点	5点	0点

(4) 選考

ア 小規模多機能型居宅介護

1つの圏域に2件の事業所まで整備できることとし、二次審査の業務提案と質疑応答の評価点の平均がいずれも普通以上の応募者から、総合評価点を基に、公募件数を上限に選考します。

同一圏域で2件目となる事業所は、既に整備済みの事業所や整備予定の事業所から直線で1km以上の距離を置くものとします。

イ その他のサービス

二次審査の業務提案と質疑応答の評価点の平均がいずれも普通以上の応募者から、総合評価点を基に、各公募件数を上限に選考します。

ウ その他

その他選考に当たって必要な事項は、青森市地域密着型サービス等運営審議会において決定します。

(5) 辞退があった場合の選考及び選定について

ア 事業者の繰り上げについて

二次審査により選考された事業者が辞退したことにより、選考が無効となった場合は、評価点が普通以上の事業者の中から評価点が次点の事業者を繰り上げて選考したものとみなすことができるものとします。

イ 事前同意について

アにより次点の事業者を繰り上げて選定する場合は、事前に当該事業者の同意を得ることとします。

青森市地域密着型サービス事業者一次審査選考基準

評価項目	選考基準	配点
1 運営全般 (配点60点)	・ 事業運営の基本理念・姿勢	10点
	・ 運営実績・経験	10点
	・ 適正な事業運営	10点
	・ 事業運営の一般原則	10点
	・ 地域との連携に関する考え方	10点
	・ 医療・その他との連携に関する考え方	10点
2 職員体制 (配点20点)	・ 職員の配置について	10点
	・ 職員の研修・育成に関する方針	10点
3 利用者への対応・ サービスの充実性 (配点20点)	・ 利用者への対応	10点
	・ サービスの充実性・事業の独自性	10点
4 安定したサービスの提供 (配点10点)	・ 事業の継続性	10点

合 計 110点

個別項目採点基準

配点	大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
10点	10点	7点	5点	3点	0点